

## 「京都市営保育所移管先法人等募集要項」の主な変更点

	平成28年度募集要項	見直し案	備考（理由等）
<b>本編</b>			
4 移転先候補者の選定等 (1) 移管先候補者の選定方法 (P.3)	なお、 <u>第一次審査及び第二次審査の各中項目において、小項目の合計点が0点の中項目がある場合等</u> 、市営保育所移管先選定部会において移管先として適当でないとは判断した場合は、移管先候補者として選定しません。	なお、 <u>第一次審査及び第二次審査の合計の得点が●●点（得点率●●%）未満の場合等</u> 、市営保育所移管先選定部会において移管先として適当でないとは判断した場合は、移管先候補者として選定しません。	保護者の不安に加え、応募法人が減少していることから、選定にあたっての最低点を設ける。 また最低点の導入に伴い、中項目ごとの条件は削除する。
4 移転先候補者の選定等 (3) 移管先候補者の選定等の公表 (P.3)	移管先候補者の選定後、申請の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要等について公表します。	移管先候補者の選定後、申請の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要等について公表します。 <u>なお、得点については、A法人○点、B法人△点のように法人名を伏せて公開します。</u>	落選した申請者の評価を公表することで、落選者の今後の事業運営に悪影響を与える恐れがあり、応募の妨げとなる可能性がある。より広く申請者を募るために、得点については法人名を伏せて公表する。

## &lt;移管後の運営に係る基本事項&gt;

I 保育所運営等 2 職員について 保育士 (P.23)	次の常勤保育士を確保し、移管を受けた保育所において勤務させること ・保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）として経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士を●人以上（うち1人は乳児保育経験のある者） ・保育士等として経験5年以上の保育士を1/3以上	次の常勤保育士を確保し、移管を受けた保育所において勤務させること ・保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）として経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士を3人以上（うち1人は乳児保育経験のある者） ・ <u>上記の他、乳児保育経験のある保育士を2人以上</u> ・保育士等として経験5年以上の保育士を1/3以上	乳児については、発達が著しく、一人ひとりの発達に応じた丁寧な関わりがその後の生活習慣や人格の形成にとって重要であることから、乳児保育経験者の配置を明記する。
II 保育内容等 年間行事 (P.24)	当分の間は、現在の行事（数、種目、内容等）を維持すること（別添6参照）	当分の間は、 <u>移管前年度</u> の行事（数、種目、内容等）を原則維持すること（別添6参照）	引継ぐべき行事を明確にするため